

○枚方市男女共同参画推進審議会規則

平成22年 3 月31日

規則第 9 号

改正 令和 4 年10月31日規則第57号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市男女共同参画推進条例（平成22年枚方市条例第 9 号）第13条第 1 項の規定に基づき設置する枚方市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係市民団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(平28規則23・一部改正)

(委員の委嘱)

第 3 条 委員の委嘱期間は、2 年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2 年以内）とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員は、会長（会長が定められていない場合にあつては、市長）が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審議会の会議に出席することができる。
- 3 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の者が、個人情報の保護について配慮し、当該審議会の会議を非公開とすることが適当であると認めたときは、当該審議会の会議を非公開とする。

（会議録）

第6条 審議会の議事は、会議録として記録しなければならない。

（意見の聴取）

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第8条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、部会の会議における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前3条の規定は、部会の会議について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営について必要な事項は、部会長が会長男女共同参画推進の同意を得て定める。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年 3 月31日規則第23号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年10月31日公布〕

この規則は、公布の日から施行する。